

経過報告

1 スクールバスの購入について

概 要	スクールバス 6 台の購入（令和 3 年 3 月） ※ 既存 6 台 + 新規 6 台 = 合計 12 台
事業費	約 4 千万円

2 川俣小学校に係る工事实施について

(1) 校舎等改修工事

概 要	RC 造（一部 S 造）2 階建て 改修面積 5,220 m ² 18 教室（内訳 普通教室 14 室、少人数教室 4 室） 教室の可動間仕切り新設、床改修、窓ガラス複層化、照明 LED 化、トイレ改修、屋根・外壁の防水工事等
工 期	令和 3 年 3 月から令和 3 年 12 月まで
事業費	約 6 億円

(2) プール改築工事

概 要	25m プール、補助プール、管理棟等附属施設の建設
工 期	令和 2 年 9 月から令和 4 年 2 月まで
事業費	約 4 億円（解体工事を含む。）

3 小学校再編に係るその他の令和 3 年度予算について

No.	事業の概要	事業費(千円)
1	スクールバス停留所の看板設置等	1,293
2	標準服の支給、校歌制作、閉校事業負担金、備品購入、備品運搬委託等	45,965
3	川俣小学校周辺道路の側溝整備、歩道カラー舗装等	47,933
4	川俣小学校プール改築予定地の遺跡発掘調査	13,805
合 計		108,996

I. 登下校について

1 登下校の見守り

登下校時の交通安全、防犯対策について、教育委員会・学校は、家庭、地域住民、警察等の関係機関と連携して、子供たちが安心して通えるよう取り組んでいく。

【協力要請する関係機関】

警察署、交通安全協会、交通安全母の会、老人クラブ連合会（絹の里見守り隊）、地区育成会、P T A

2 通学方法

（1）徒歩通学の児童（通学距離が2 km未満）

【登校時】原則として自由登校とする。

【下校時】下校時刻が同じ学年は、同じ方向ごとに複数人で下校するよう配慮する。

（2）スクールバス通学の児童（通学距離が概ね2 km以上）

【登校時】発着所から学校まで、集団登校を実施する。

【下校時】学校から発着所まで、集団下校を実施する。

Ⅱ. 標準服・運動着の着用時期、デザイン等について

1 標準服・運動着検討部会の開催状況

第1回	令和2年7月30日	第2回	令和2年8月21日
第3回	令和2年9月18日	第4回	令和2年10月15日
第5回	令和2年11月27日	第6回	令和2年12月18日

2 標準服・運動着検討部会で決定された事項

(1) 着用時期

新デザインの標準服及び運動着の着用時期は、令和4年度とする。

ただし、令和3年度の1～5年生は、着用中の標準服及び運動着も引続き着用可とし、買替えるときから新デザインを着用する。

(2) デザイン、素材

【標準服】 自宅で洗濯できる素材

上着	男女兼用 ダブル イートン 色：紺 ポリエステル 100%
スラックス スカート (夏用も指定)	色：グレー系 (チェック柄) ウール 70%・ポリエステル 30% 夏用も同様の色、素材
長袖ニットポロシャツ 半袖ニットポロシャツ	色：白 ニット素材 ポリエステル 90%・キュプラ 10%

【運動着】 乾きやすい素材

長袖シャツ	襟元ファスナーなし 胸に校章入りネームプレート 色：紺、黄の切り替えデザイン、 白の細ライン ポリエステル 95%・綿 5%
トレパン	裾は絞り、ファスナーなし 色：紺、黄と白の細ライン ポリエステル 95%・綿 5%
半袖Tシャツ	胸に校章入りネームプレート 背中に学校名 (英字) をプリント 色：濃紺 ポリエステル 90%・綿 10%
ハーフパンツ	トレパンと同様の色、ライン、素材

3 標準服・運動着の価格等

標準服

品 名	サイズ	税込価格
男女兼用ダブル イートン	120～170 B120～ B170	11,990 円
スラックス		11,880 円
スカート		10,780 円
サマースラックス		11,330 円
サマースカート		10,120 円
長袖ニットポロシャツ		3,300 円
半袖ニットポロシャツ		3,190 円

運動着

品 名	サイズ	税込価格
長袖シャツ	120・130	3,900 円
	140・150	4,200 円
	S～LL	4,500 円
トレパン	120・130	3,700 円
	140・150	4,000 円
	S～LL	4,400 円
半袖Tシャツ	120・130	2,400 円
	140・150	2,600 円
	S～LL	2,900 円
ハーフパンツ	120・130	2,600 円
	140・150	2,900 円
	S～LL	3,100 円
布ゼッケン		48 円
アイロンゼッケン		140 円

《 取扱店 》 川俣町衣料品組合

- ・ みうら衣料店（新中町）
- ・ もがや（鉄炮町）
- ・ 仙台屋呉服店（瓦町）
- ・ 掛田屋呉服店（中丁）
- ・ 本田呉服店（本町）
- ・ 丸銀商店（小島字東町）
- ・ 花沢呉服店（新中町）
- ・ 相馬屋（日和田）
- ・ やはたや（中島）
- ・ たかはし呉服店（中丁）
- ・ 後藤洋品店（鶴沢字川端）

4 着用時期、デザイン等の決定について（協議事項）

(1) 標準服・運動着の着用時期

新デザインの着用時期は、令和４年度とする。

ただし、令和３年度の１～５年生は、着用中の運動着も引続き着用可とし、買替えるときから新デザインを着用する。

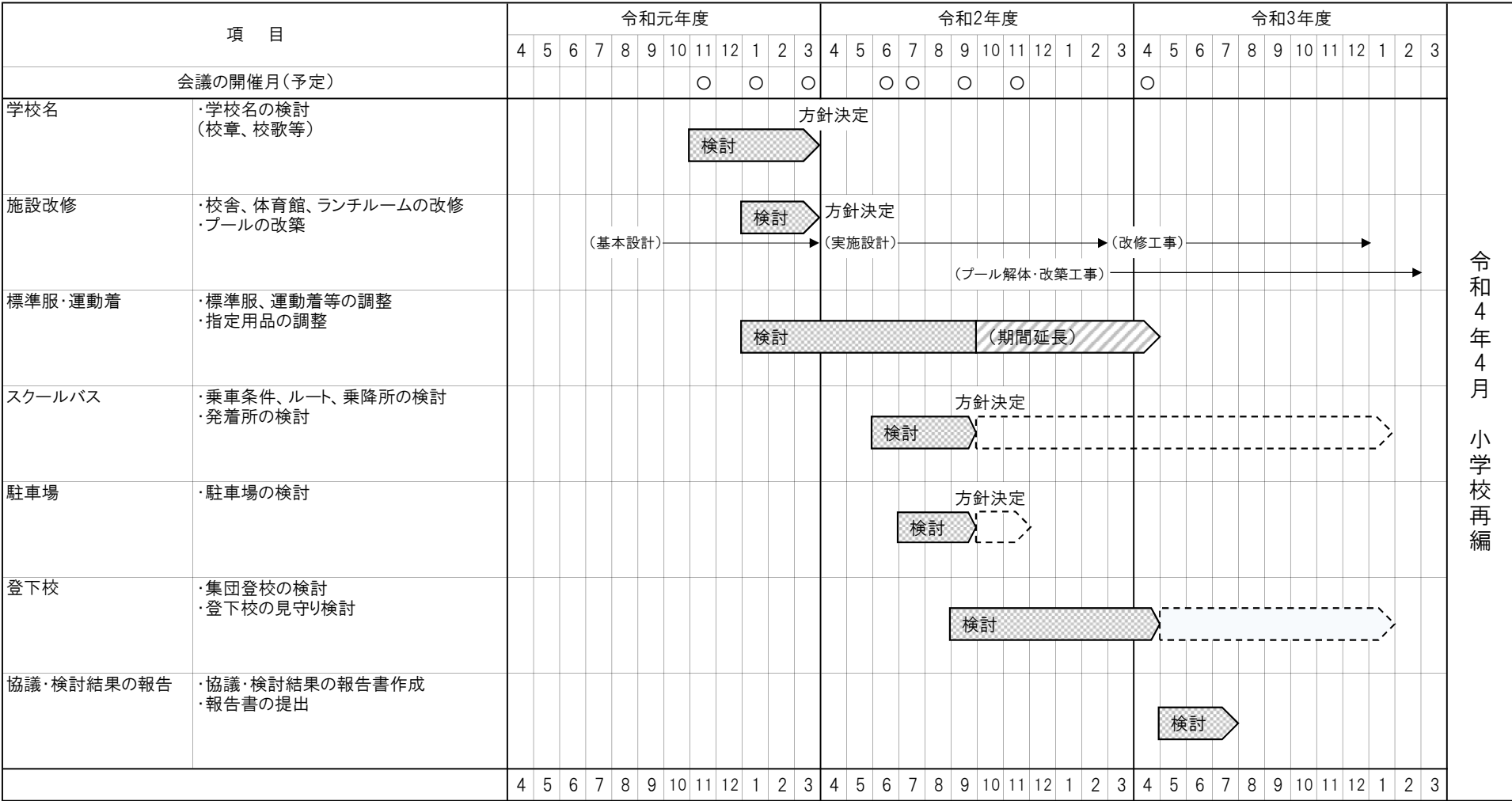
(2) 標準服・運動着のデザイン等

デザイン等は、標準服・運動着検討部会で決定されたとおりとする。

Ⅲ. その他

○ 小学校再編準備協議会スケジュール（修正案）

令和3年4月30日



※ スケジュールは概要です。状況に応じて適宜変更します。

川俣町小学校再編準備協議会資料

令和3年4月30日（金）

教育課程検討部会

新生「川俣小学校」（令和4年度～）教育目標（案）

1 教育目標（案）

総括目標：みんなで のびる

具体目標
高め合う子（知）
助け合う子（徳）
きたえ合う子（体）



SWOT 分析

2 検討委員会経過

- ① 第1回部会：令和2年 9月 9日（水）
＊ 協議内容 1）協議内容の説明
2）SWOT 分析の実施
- ② 第2回部会：令和2年10月13日（火）
＊ 協議内容 1）SWOT 分析の確認【資料1】
2）特色ある学校づくりと課題解決に向けた協議
- ③ 第3回部会：令和2年11月25日（水）
＊ 協議内容 1）教育目標と努力・重点目標の検討
2）SDGs とカリキュラム・マネジメントについて
- ④ 第4回部会：令和2年12月17日（木）
＊ 協議内容 1）教育目標と努力・重点目標の検討、原案作成
・目指す学校像・児童像についての協議
・大人も子どもも端的に話せる目標に
2）交流活動の推進について
・児童の不安を取り除く取組
・コロナ禍の中、実現可能な交流の推進
- ⑤ 第5回部会：令和3年 1月18日（木）
＊ 協議内容 1）新しい教育目標と努力・重点目標の確認
2）学校経営・運営ビジョンの素案について
3）各校の教育課程編成に関する情報交換 等
- ⑥ 第6回部会：令和3年 4月19日（月）
＊ 協議内容 1）教育目標と重点目標の確認 及び
学校経営・運営ビジョン検討
2）各校で行われてきた特色ある教育活動について



みんなで のびる

知の成長

心の成長

体力の成長

1 みんなで「分かる・できる」確かな学力の向上

- ① 考えを説明し合ったり深め合ったりして真の理解をめざすアウトプット型授業の推進
- ② ICTの有効活用と、家庭学習の充実

2 誇りと自信をもつ「ふるさと学習」の推進

- ① 豊かな体験活動とSDGs等の関連を意識した学びの実現、発信力・表現力の育成
- ② 地域のよさ、地域の方々と関わるよさの感得と学びの自己の生き方への反映

1 思いやり・あこがれ等の豊かな心の育成

- ① 縦割り班（異年齢集団）活動による下級生を思いやる心や上級生へのあこがれ等の育成
- ② いじめ根絶と、心に響く道徳教育の推進

2 あたたかな学校・学級づくりの推進

- ① 目標等をみんなで成し遂げる喜び・よさを感じ得る親和的・支持的学級風土の醸成
- ② 自尊感情、自己肯定感・有用感を育むインクルーシブ教育、キャリア教育の充実・推進

1 体力・運動能力の向上、切磋琢磨の実現

- ① 体を動かす心地よさ・楽しさを感じ得る日常の体育科、業間運動等の工夫・充実
- ② 各種運動における自己記録更新への取組（学習カード工夫等）とやり遂げる力の育成

2 健康安全な望ましい生活づくりの推進

- ① 感染症防止策も含めた望ましい生活習慣及び食習慣等の指導と家庭との連携充実
- ② 事故・けがから身を守る事前指導等の充実

○ 子供を真ん中に、子供たちが成長できる環境作りに取り組む、教育力のあふれた家庭や地域

子供がよりよく育つ
地域や家庭



活気あふれる
教職員

○ 温かく寄り添い、ともに考え行動する教職員
○ 常に研鑽に励み、向上心あふれる教職員

○ 教育課程編成スケジュール（修正版）

教育課程検討部会協議内容（項目）		令和2年度												令和3年度											
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
部会開催月（予定）							○	○	○	○	○			○	○	○	○	○							
教育課程 （全体）	・教育目標、学校経営・運営ビジョンの検討 ・学校の歴史・伝統の継承等	教育目標・教育課程編成の方針等の作成												川俣小 全体計画											
		教育課程検討部会												時数計算・単元配当											
部員の選定	・代表校長（1名） ・各小学校代表（教頭又は教務等 5名） ・指導主事、事務局（2名）	選定																							
各校の教育課程 編成状況調べ	（教育委員会事務局担当） ・児童の実態・重点的な教育活動の調査 ・地域との連携による教育活動の調査	調査																							
教育目標等の 策定	・川俣の教育「シルクプラン」の具現に向けて （各校の教育活動、伝統・文化を加味して） ・教育目標、学校経営運営ビジョンの策定	検討												公表											
教育課程編成 の方針	・資質・能力の3つの柱を踏まえた教育活動 ・現代的な諸課題に対応できる資質・能力育成													検討											
（特色ある 教育活動） （伝統と文化に 関する教育）	・川俣の教育「シルクプラン」に基づく各種教育等 編成の方針 ・学校や地域の実態や伝統等に即した教育的 価値の高い教育活動													検討 検討 周知											
教育計画作成	・教育課程検討部会の方針・内容を踏まえ、 全体計画や具体的な実施計画を作成																								
時数計算 単元配当等	・部会の方針を踏まえた学校行事の検討 ・確保できる年間指導指導時間数の計算 ・部会の方針を踏まえた年間指導計画作成																								
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3

令和4年4月
小学校再編

令和4年4月
小学校再編

川俣町小学校再編準備協議会委員名簿

令和3年4月現在

委員区分	No.	氏 名	所属等	備 考
①校長会	1	かみお たかひろ 神尾 孝弘	福田小学校長	
	2	ほんな たけし 本名 武	川俣小学校長	
	3	くまがい こうじ 熊谷 幸司	川俣中学校長	
②保護者代表 (小・中)	4	くろさわ りょうた 黒澤 良太	福田小学校PTA	
	5	いけだ よしひろ 池田 義寛	川俣小学校PTA	
	6	ひらぎ よしはる 平城 吉春	富田小学校PTA	
	7	さわだ のぶき 澤田 伸基	川俣南小学校PTA	
	8	さいとう とおる 齋藤 徹	飯坂小学校PTA	
	9	かんの ひろむ 菅野 大望	川俣中学校PTA	副会長
③保護者代表 (幼・保)	10	わたなべ よしゆき 渡邊 祥之	富田幼稚園PTA	
	11	かんの りつこ 菅野 律子	川俣南幼稚園PTA	
	12	みやもと まこと 宮本 誠	すみよし保育園保護者会	
④地域代表	13	さとう ぜんきち 佐藤 善吉	福田小学校区	
	14	さいとう ひろゆき 齋藤 寛幸	川俣小学校区	
	15	わたなべ しんいち 渡邊 眞一	富田小学校区	
	16	さとう たけじ 佐藤 武二	川俣南小学校区	会長
	17	たかはし とみお 高橋 富雄	飯坂小学校区	
⑤その他	18	くろさわ さきこ 黒澤 沙希子	福田小学校PTA	
	19	はしもと じゅんこ 橋本 純子	川俣小学校PTA	
	20	さいとう えみ 齋藤 枝美	飯坂小学校PTA	

川俣町小学校再編準備協議会規則

令和元年9月24日
川俣町教委規則第4号

(設置)

第1条 この規則は、附属機関の設置に関する条例（平成6年川俣町条例第12号）第3条の規定に基づき、川俣町小学校再編準備協議会（以下、「協議会」という。）の組織及び運営について定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議・検討し、その結果を教育委員会に報告する。

- (1) 通学方法等に関すること。
- (2) 再編に向けた児童の交流に関すること。
- (3) 施設整備等に関すること。
- (4) その他再編に向けて必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 小・中学校長会の代表
- (2) 各小・中学校の保護者代表
- (3) 各幼稚園及び保育園の保護者代表
- (4) 各小学校区の地域代表
- (5) その他教育委員会が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、特に必要と認めたときは、委員以外の関係者等の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

2 この規則の施行後最初に開催される協議会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育委員会教育長が招集する。